

能美市地域公共交通協議会規約の改正について

<要旨>

令和 6 年 3 月 1 6 日より、能美根上駅の路線が西日本旅客鉄道株式会社から IR いしかわ鉄道株式会社へ経営移管されたことに合わせて、能美市地域公共交通協議会組織について定める別表(第 6 条関係)中活性化再生法第 6 条第 2 項第 2 号委員区分を次のとおり改める。

(現行)

区分	委員
活性化再生法第 6 条第 2 項第 2 号委員	一般乗合旅客自動車運送事業者
	西日本旅客鉄道株式会社金沢支社長又はその指名する者
	石川県タクシー協会の代表者又はその指名する者
	道路管理者

↓

(改正案)

区分	委員
活性化再生法第 6 条第 2 項第 2 号委員	一般乗合旅客自動車運送事業者
	IR いしかわ鉄道株式会社社長又はその指名する者
	石川県タクシー協会の代表者又はその指名する者
	道路管理者

(改正案)

能美市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。)第6条第1項の規定に基づき、能美市地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、利用者の利便の増進のための施策及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、協議会を設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、能美市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、能美市来丸町1110番地能美市役所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のため、地域にとって最適な公共交通のあり方を検討し、その取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(実施事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 協議会の運営方法に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置くこととし、相互に兼ねることはできないものとする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

3 会長は、能美市副市長をもってこれを充てる。

4 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

5 会長は、副会長及び監事を委員の中から任命する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

7 監事は、協議会の会計監査を行うものとし、その結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については2年以内とする。ただし、欠員により新たに委員となったものの任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、能美市の交通施策を担当する課に置く。
- 3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の運営)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。
- 4 前項の規定による報告があったときは、欠席する委員の代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決することとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うことができる。
- 7 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の決議に代えることができる。この場合において、第2項及び第5項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第11条 協議会は、必要に応じ、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の委員は、第6条各号に掲げる委員その他協議会が必要と認めた者とする。
- 3 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席等)

第12条 協議会及び分科会は、協議に必要があると認められるときは、委員以外の関係者(以下「関係者」という。)に対して会議への出席を依頼し、意見、説明若しくは資料提出を求めることができる。

(経費)

第13条 協議会の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必

要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 協議会の委員及び関係者の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更等)

第17条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年4月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日以後最初に選任される委員の任期は、第7条第2号の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

別表(第6条関係)

区分	委員
活性化再生法第6条第2項第1号委員	市の職員から市長が指名する者
活性化再生法第6条第2項第2号委員	一般乗合旅客自動車運送事業者
	<u>IR いしかわ鉄道株式会社社長又はその指名する者</u>
	石川県タクシー協会の代表者又はその指名する者
	道路管理者
活性化再生法第6条第2項第3号委員	国土交通省の職員
	石川県の職員
	石川県公安委員会の職員
	学識経験者
	地域の代表者
	事業実施に関連する者
	その他市長が必要と認めるもの

令和6年度 能美市地域公共交通協議会の役員について

会 長	能美市副市長	福田 年通
-----	--------	-------

副会長	公立小松大学教授	高山 純一
-----	----------	-------

監 事	能美市町会連合会会計理事	金子 哲也
	能美市企画振興部長	米脇 守

令和 5 年度 能美市地域公共交通協議会

事業及び決算報告

1 令和 5 年度事業報告

月 日	事業名	主な内容
6 月 27 日	第 1 回 協議会	【議題】 ・ 能美市地域公共交通協議会役員の変更について ・ 令和 4 年度事業及び決算報告 ・ 令和 5 年度事業計画(案)及び予算(案) ・ 地域間幹線系統確保維持計画について 【報告】 ・ 能美市公共交通計画について 【協議】 ・ のみバス ルート・ダイヤ見直しの方向性について
11 月 27 日	第 2 回 協議会	【議題】 ・ のみバス車両の移動円滑化基準適用除外について ・ 辰口中学校冬季通学利用バスの運行について 【協議】 ・ のみバス ルート・ダイヤ見直しについて
12 月 15 日 } 12 月 22 日	第 3 回 協議会 (書面開催)	【議題】 ・ のみバス ルート・ダイヤ見直しについて
2 月 6 日	第 4 回 協議会	【報告】 ・ のみバス 運賃について ・ のみバス 新ダイヤについて 【協議】 ・ バス、タクシー業界における担い手確保の状況について

2 令和5年度決算報告

(歳入)

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	512,000	80,445	能美市からの負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	126,967	126,967	
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	33	29	預金利息
歳入合計			639,000	207,441	

(歳出)

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	447,180	75,495	委員報酬、費用弁償
	2 事務費	1 事務費	64,820	4,950	振込手数料
2 事業費	1 事業費	1 事業費	0	0	
3 予備費	1 予備費	1 予備費	127,000	0	
歳出合計			639,000	80,445	

(歳入)

(歳出)

207,441 円 － 80,445 円＝126,996 円を令和6年度予算の繰越金に計上

監査報告書

令和5年度能美市地域公共交通協議会の会計について、
監査を実施したところ、厳正かつ適正に処理されていること
を認めます。

令和 6 年 4 月 24 日

監 事

東 俊 洋



監 事

中 川 真



令和 6 年度 能美市地域公共交通協議会

事業計画(案)及び予算(案)

1 令和 6 年度事業計画(案)

月 日	事業名	主な内容
4 月 25 日	第 1 回 協議会	・能美市地域公共交通協議会規約の改正について ・能美市地域公共交通協議会役員の変更について ・令和 5 年度事業報告及び決算報告 ・令和 6 年度事業計画(案)及び予算(案) ・地域間幹線系統確保維持計画 ・第 115 回九谷茶碗まつり開催期間中のみバス臨時便運行について ・のみバス無料運行期間の設定について ・能美市ライドシェア事業について
8 月頃	第 2 回 協議会	・能美市ライドシェア事業について
11 月頃	第 3 回 協議会	・辰口中学校冬季通学利用バスの運行について ・地域公共交通確保維持改善事業 事業評価 (地域間幹線系統確保維持) ・能美市ライドシェア事業について
3 月頃	第 4 回 協議会	・能美市ライドシェア事業について

2 令和6年度予算(案)

(歳入)

(単位：円)

款	項	目	前年度 予算額	予算額	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	512,000	241,000	能美市からの負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	12,005,000	令和6年度地域公共交通確保 維持改善事業費補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	126,967	126,967	前年度繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	33	33	預金利息
歳入合計			639,000	12,373,000	

(歳出)

(単位：円)

款	項	目	前年度 予算額	予算額	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	447,180	218,000	報酬及び費用弁償等
	2 事務費	1 事務費	64,820	100,000	手数料、消耗品等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	0	12,005,000	令和6年度地域公共交通確保 維持改善事業費補助金
3 予備費	1 予備費	1 予備費	127,000	50,000	
歳出合計			639,000	12,373,000	

地域間幹線系統確保維持計画(変更)

令和6年4月25日
能美市地域公共交通協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
令和6年度 能美市生活交通確保維持改善計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
能美市が単独で維持することが困難な地域間幹線系統のうち、国庫補助金の活用により、以下の系統を確保維持することを目的とする。 コミュニティバス「のみバス」連携ルート（日中）系統は、能美市立病院から北陸先端科学技術大学院大学までの区間を1日往復910便、区間距離最大29.0km（56分～60分59分～64分）、乗車1回100円で運行し、沿線地域の住民の通勤・通学、通院等に利用され、必要不可欠な移動手段となっており確保維持する必要がある。 令和5年度から令和9年度までの計画期間で策定された「能美市地域公共交通計画」では、既存の交通網を生かした公共交通の充実と、高齢者や学生をはじめ、誰もが利用しやすく、安全で快適に移動できる環境づくりを推進することとしており、地域間幹線系統にあたる連携ルート（日中）を確保維持することは、本計画の目指す地域交通のあり方とも整合している。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
利用しやすい運行時刻の設定による乗客数・運送収入の確保及び効率的な運営による運行経費の削減により対前年での経常収支率の向上を図り、かつ、運行と運行本数を維持することにより生活交通路線を確保する。 年間目標 コミュニティバスの年間利用者数 160,000 人（令和9年までに 190,000 人） コミュニティバスの年間収支率 16%（令和9年までに 19%）
（2）事業の効果
地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な不可欠な交通手段が確保される。 また、定量的な事業目標を導入することにより、①運行費用を抑制し、標準的な費用へ誘導すること、②効率的な運行を促進し、適切な受益者負担やサービス水準へ誘導することが期待できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・公共交通ガイドの作成（能美市） ・バスの乗り方教室（出前講座）の実施（能美市） ・バス停命名権、バス車内広告による収入源の確保（能美市、事業者）
4. 地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別紙「表1」のとおり。

・運行予定期間 令和5年10月1日から令和6年9月30日まで
5. 地域公共交通確保維持改善事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
別紙「表2」のとおり。 ・毎月、能美市から運行事業者へ運行委託費を支払い、運行事業者から運行収入を受領している。 ・国庫補助金は、能美市地域公共交通協議会で受領し、能美市へ支払うものとする。
6. 協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
該当なし
7. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
運行業務委託事業者：北鉄白山バス株式会社 系統名：連携コース（日中） 運行区間：能美市立病院～能美根上駅～先端大学 能美根上駅～先端大学 能美市立病院～先端大学 能美市立病院～大口～先端大学 (1) 公共交通ガイドの作成 ①取組内容 市内を通る公共交通（コミュニティバス、鉄道、路線バス、JAISTバス）を網羅した公共交通ガイドを作成し、利用者の方々に分かりやすい総合時刻表として公共施設に設置する。また、更新時には市内全戸へ配布する。 ②実施主体 能美市 ③定量的な効果目標 年1回の更新 ④実施時期 令和6年3月 (2) バスの乗り方教室（出前講座）の実施 ①取組内容 市民を対象としたバスの乗り方教室を実施し、コミュニティバスの利用促進を図る。 ②実施主体 能美市 ③定量的な効果目標 教室開催回数 年3回 ④実施時期 令和5年4月～ (3) バス停命名権、バス車内広告による収入源の確保 ①取組内容 バス停の命名権の販売やバス車内広告の掲載を募集し、収入源の確保を図る。 ②実施主体 能美市、事業者 ③定量的な効果目標 令和5年度収入 200千円 ④実施時期 令和5年4月～
8. 協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
該当なし

9. 車両の取得に係る目的・必要性	
該当なし	
10. 車両の取得に係る定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
11. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額	
該当なし	
12. 外客来訪促進計画との整合性	
外客来訪促進計画は未策定	
13. 協議会の開催状況と主な議論	
令和5年6月 能美市地域公共交通協議会開催	
14. 利用者等の意見の反映	
令和4年度に調査事業で実施した市民アンケートや利用者アンケートの結果を踏まえ、コミュニティバスの利用しやすい運行ダイヤの設定、他の公共交通機関間の連携強化を図った。また、令和5年3月に能美市地域公共交通計画を策定し、公共交通の利用促進を進めると同時に、利用者の意見を聞きながら、今後課題解決を図る。	
15. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	石川県企画振興部新幹線・交通対策監室 石川県南加賀土木総合事務所
関係市区町村	能美市企画地域振興課、同土木課、同いきいき共生課
交通事業者・交通施設管理者等	北鉄白山バス株式会社、北鉄加賀バス株式会社、 西日本旅客鉄道株式会社金沢支社 、一般社団法人石川県タクシー協会 IRいしかわ鉄道株式会社
地方運輸局	北陸信越運輸局石川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	能美市町会連合会、能美市老人クラブ連合会、能美市女性協議会、 能美市身体障害者福祉協議会、大学教授（学識経験者）、 北陸先端科学技術大学院大学

なお、今回ののみバスダイヤ改定により、
当初計画していた補助予定額12,005千円が
12,714千円と変更になる予定である。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 石川県能美市来丸町 1110 番地
(所 属) 能美市企画振興部企画地域振興課
(氏 名) ~~前川 正樹~~ **北野利晃 井出裕史**
(電 話) 0761-58-2212
(e-mail) kikaku@city.nomi.lg.jp

第115回九谷茶碗まつり開催期間における 能美市コミュニティバスの臨時便運行について(案)

<目的>

九谷茶碗まつり開催期間中、市外から多くの観光客が能美市を訪れるため、運賃の無料化及び臨時便を運行することで、市内のバス移動をより円滑にし、のみバスの利用促進を行う。

1. 第115回九谷茶碗まつりについて

会場：根上会場(根上総合文化会館)、和田山会場(能美ふるさとミュージアム隣)、
九谷陶芸村(実店舗のみ)

日時：令和6年5月3日(金・祝)～令和6年5月5日(日) 3日間
9:00～18:00(5日(最終日)は17時まで)

2. 増発について

対象ルート・便数：

- ・ 連携ルート(日中) 能美根上駅ー能美ふるさとミュージアム間

増便…双方向各+8便/日(既存…双方向各10便/日)



- ・ 観光ルート(陶芸村・辰口温泉行) 増便…+8便/日(既存…8便/日)





令和6年5月3日(金・祝)～5月5日(日) 九谷茶碗まつり会場への移動に便利なおみバスの時刻表



連携ルート(日中)先端大学行

	能美根上駅	根上シヨップingtタウン (根上総合文化会館最寄り)	能美ふるさとミュージアム	泉台コミュニティセンター (九谷陶芸村最寄り)
第1便	7:31	7:33	7:45	7:57
第2便	8:31	8:33	8:45	8:57
第3便	9:00	9:02	9:20	
第4便	9:31	9:33	9:45	9:57
第5便	10:00	10:02	10:20	
第6便	10:31	10:33	10:45	10:57
第7便	11:00	11:02	11:20	
第8便	11:31	11:33	11:45	11:57
第9便	12:00	12:02	12:20	
第10便	12:31	12:33	12:45	12:57
第11便	13:00	13:02	13:20	
第12便	13:31	13:33	13:45	13:57
第13便	14:00	14:02	14:20	
第14便	14:31	14:33	14:45	14:57
第15便	15:00	15:02	15:20	
第16便	15:31	15:33	15:45	15:57
第17便	16:00	16:02	16:20	
第18便	16:31	16:33	16:45	16:57

乗継

能美ふるさとミュージアムで

観光ルート(陶芸村・辰口温泉行)

	能美ふるさとミュージアム	九谷陶芸村	アドベンチャーガーデン能美	いしかわ動物園	辰口温泉口	能美ふるさとミュージアム
第1便	8:50	8:58	9:04	9:09	9:12	9:23
第2便	9:25	9:33	9:39	9:44	9:47	9:58
第3便	9:50	9:58	10:04	10:09	10:12	10:23
第4便	10:25	10:33	10:39	10:44	10:47	10:58
第5便	10:50	10:58	11:04	11:09	11:12	11:23
第6便	11:25	11:33	11:39	11:44	11:47	11:58
第7便	11:50	11:58	12:04	12:09	12:12	12:23
第8便	12:25	12:33	12:39	12:44	12:47	12:58
第9便	13:25	13:33	13:39	13:44	13:47	13:58
第10便	13:50	13:58	14:04	14:09	14:12	14:23
第11便	14:25	14:33	14:39	14:44	14:47	14:58
第12便	14:50	14:58	15:04	15:08	15:12	15:23
第13便	15:25	15:33	15:39	15:44	15:47	15:58
第14便	15:50	15:58	16:04	16:08	16:12	16:23
第15便	16:25	16:33	16:39	16:44	16:47	16:58
第16便	16:50	16:58	17:04	17:09	17:12	17:23

乗継

能美ふるさとミュージアムで

連携ルート(日中)能美根上駅行

	泉台コミュニティセンター (九谷陶芸村最寄り)	能美ふるさとミュージアム	根上シヨップingtタウン (根上総合文化会館最寄り)	能美根上駅
第1便		9:20	9:32	9:36
第2便	9:19	9:30	9:42	9:46
第3便		10:20	10:32	10:36
第4便	10:19	10:30	10:42	10:46
第5便		11:20	11:32	11:36
第6便	11:19	11:30	11:42	11:46
第7便		12:20	12:32	12:36
第8便	12:19	12:30	12:42	12:46
第9便		13:20	13:32	13:36
第10便	13:19	13:30	13:42	13:46
第11便		14:20	14:32	14:36
第12便	14:19	14:30	14:42	14:46
第13便		15:20	15:32	15:36
第14便	15:19	15:30	15:42	15:46
第15便		16:20	16:32	16:36
第16便	16:19	16:30	16:42	16:46
第17便	17:19	17:30	17:42	17:46
第18便	18:19	18:30	18:42	18:46

※九谷茶碗まつり会場の最寄りバス停抜粋した時刻表となります。九谷陶芸村へは、観光ルートへの乗り換えにより会場内まで移動できます。

★乗継券の発行を受けることで最初の乗車地点から目的地まで運賃100円で移動可能です。降車の際に乗務員へお声掛けください。

※能美ふるさとミュージアムで連携ルート⇄観光ルートの乗り換え利用が便利です。

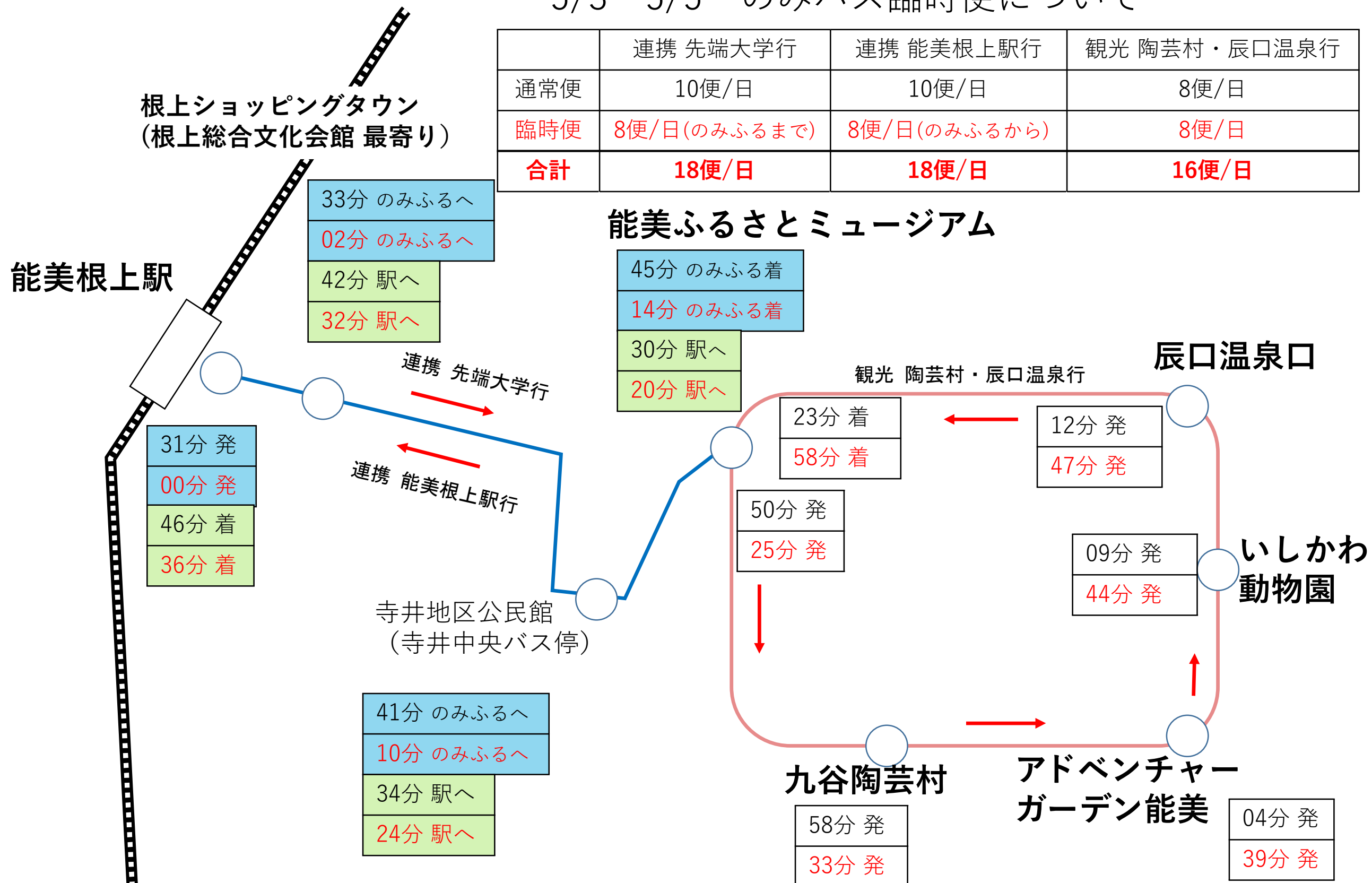
※泉台コミュニティセンターバス停から九谷陶芸村まで徒歩約8分(600m)

※オレンジ色は増便分で、連携ルートの増便分は能美根上駅ー能美ふるさとミュージアム間の運行となります。



令和6年度 5/3～5/5 のみバス臨時便について

	連携 先端大学行	連携 能美根上駅行	観光 陶芸村・辰口温泉行
通常便	10便/日	10便/日	8便/日
臨時便	8便/日(のみふるまで)	8便/日(のみふるから)	8便/日
合計	18便/日	18便/日	16便/日



能美市コミュニティバス「のみバス」の市内まつり開催時における 乗車料金無料化について

1. 趣旨

市内のまつり等のイベント開催に合わせ、能美市コミュニティバス「のみバス」の乗車料金を無料とすることで、まつり会場へののみバスでのアクセス利便性を向上させ、もってのみバスの知名度向上を目的とする。

2. 実施内容

市内のまつり等のイベント開催期間又はその前後の日を含む期間において、のみバス乗車料金(1乗車につき100円)を無料とする。

＜対象のまつり＞

- ・ 九谷茶碗まつり（毎年5月上旬）
- ・ 根上り七夕まつり（毎年7月下旬）
- ・ 辰口まつり（毎年8月下旬）
- ・ その他、市長が認めるイベント開催時

3. 住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置と結果

上記変更内容について、令和6年4月16日(火)から、4月22日(月)まで市ホームページ等においてパブリックコメントを実施

→ 結果：意見無し

サービス名	ライドシェアサービス
ターゲット	市民どなたでも（主に自家用車移動が困難な交通弱者）
サービス内容	能美市地域公共交通ライドシェアの検討状況について
能美市地域公共交通協議会（直近開催の状況） 【開催日時】 ● 令和6年2月6日（火）14：00～ ● 能美市寺井地区公民館 【構成員所属】 公立小松大学、国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局、公共交通有識者、石川県、能美警察署、北鉄白山バス(株)、北鉄加賀バス(株)、JR西日本(株)金沢支社、（一社）石川県タクシー協会、能美市町会連合会、老人クラブ連合、婦人団体協議会、身体障害者福祉協議会、北陸先端科学技術大学院大学、能美市 【ライドシェアに関連する議事録（抜粋）】 ・バス運転手確保が課題。運転士の充足率が下がっている。年齢50台以上が中心。 ・タクシーもドライバー高齢化。タクシー業界もライドシェア話題、アプリ導入しないと生き残れないのではという危機感。 ・料金、エリア、担い手などクリアすべき課題は多いが、公共交通の状況を考えると能美市も本格的にライドシェアを検討すべき。 ・シニアのスマホ操作でのライドシェアは難しいのでは。 ・シニアバス（定期的な）ものが使いやすいのでは。 ・コミュニティバスが人が乗っていない。小型化やデマンドも検討すべき。 ・NPOの買物支援5団体。昨年度は約3,100人利用 【令和5年12月議会】 ・「ライドシェアの導入検討について」→地域のあらゆる移動資源の有効活用と国の動向を注視して検討していきたい。 【能美市コミュニティバスの現状】 ・収支率全体14.1% ・循環路線 根上地区9.8% 寺井地区6.7% 辰口地区3.3% ・運転手平均年齢59.7歳 →3年後には現在の路線維持不可 【能美市のタクシーの現状】 ・市内に個人タクシー一台のみ ・基本的には小松市の事業者へ予約 【市民ヒアリングの声】 ・昼間でもタクシーが来てくれない。病院にもいけない。 ・病院まで4～5キロだが、タクシー使うと往復5千円弱かかるのでおいそれと利用できないし、病院行くのもためらう。 ・透析後はぐったりしてしまうのでバス待ちや自家用車の運転は厳しい。タクシーも随分待たないとこない。なんとかしてほしい。 ・夜に飲んで帰るときタクシーは来てくれない。 【その他の動き】 令和6年2月13日 北陸信越運輸局石川運輸支局、石川県タクシー協会 協議	

サービス名	ライドシェアサービス
ターゲット	市民どなたでも（主に自家用車移動が困難な交通弱者）
サービス内容	【サービス概要】 ● オンデマンド交通の導入により、従来のバス運行では実現できない、市民の自由な移動を確保し、効率的な移動手段を実現するもの ● 市民、医療介護機関等多様な担い手が参加し、お互い様の共助で担い手となるもの 【サービス機能】 ● 住民ドライバー、医療介護機関等送迎車両等の共助で運行するライドシェア運行管理システム ● 管理者：運行設定、予約入力、情報配信等 ● 利用者（LINE）：会員登録、予約、上行通知、時刻表閲覧 ● ドライバー：シフト入力、予約確認、車両位置送信、遠隔点呼 ● 運行日時：現コミュニティバスルートの同等の時間帯を想定（最長で7時～20時ごろ） ● 運賃：仮定として300～600円程度、または月額サブスクリプション定額払い（3,000円～5000円程度）を想定
	【サービスイメージ】